

5 悪臭

5.1 調査

1) 調査内容

(1) 調査すべき情報

調査すべき情報を以下に示す。

- ・悪臭の状況（一般環境）
- ・気象の状況（地上気象、上層気象）

(2) 調査方法

調査は、表 9.5.1-1 に示す方法により必要な情報を整理した。

表 9.5.1-1 調査方法（存在・供用：施設の稼働）

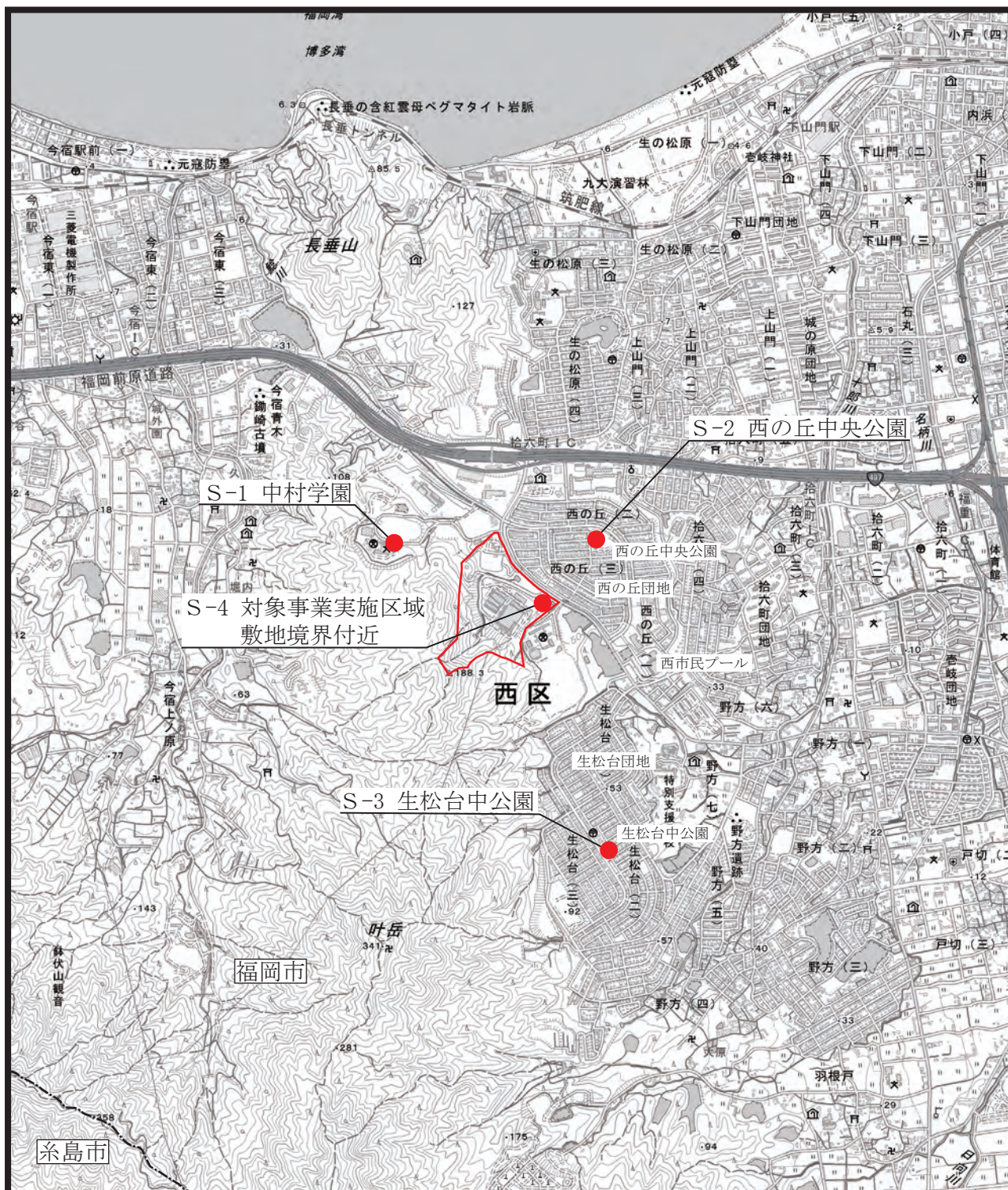
影響要因の区分	項目	調査の基本的な手法	調査方法
施設の稼働	悪臭の状況（一般環境）	現地調査	臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法 特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 環境庁告示第 9 号）に定める方法
	気象の状況（地上気象、上層気象）	現地調査	「大気質」（施設の稼働）に係る気象の現地調査結果を整理分析する方法

(3) 調査地域及び調査地点

調査地域は対象事業実施区域及びその周辺とし、図 9.5.1-1 に示すとおりとした。また、調査地点の選定理由を表 9.5.1-2 に示した。

表 9.5.1-2 調査地点（存在・供用：施設の稼働）

影響要因の区分	項目	調査の基本的な手法	調査地点	選定理由
施設の稼働	悪臭の状況（一般環境）	現地調査	S-1 中村学園三陽高等学校・中学校 （以下「S-1 中村学園」） S-2 西の丘中央公園 S-3 生松台中公園 S-4 対象事業実施区域敷地境界付近（風下側敷地境界）	対象事業実施区域北東部から南東部に近接する住宅地の代表地点として 2 地点、北西部の代表地点として 1 地点、及び対象事業実施区域敷地境界付近の 1 地点とし、図 9.5.1-1 に示す計 4 地点とする。なお、対象事業実施区域敷地境界付近（1 地点）については、調査実施時の風向条件を考慮し、既存施設の風下側に位置する地点付近とした。
	気象の状況（地上気象、上層気象）	現地調査	M-1 西部工場工場棟屋上 M-2 西の丘中央公園 M-3 西部工場管理棟南東駐車場	対象事業実施区域内又はその付近の代表地点とし、図 9.1.1-1 に示す 3 地点とする。



凡例

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町界

● : 悪臭調査地点



S = 1 : 25,000



「電子地形図25000（国土地理院）」を加工して作成

図9.5.1-1 悪臭調査地点位置図

(4) 調査期間

調査期間について、現地調査は表 9.5.1-3 のとおりである。

表 9.3.1-3 調査期間（存在・供用：施設の稼働）

影響要因の区分	項目	調査地点	調査期間
施設の稼働	悪臭の状況 （一般環境）	S-1 中村学園 S-2 西の丘中央公園 S-3 生松台中公園 S-4 対象事業実施区域敷地境界付近 （風下側敷地境界）	夏季 1 回 令和 5 年 8 月 25 日（金）
	気象の状況 （地上気象、 上層気象）	M-1 西部工場工場棟屋上 M-2 西の丘中央公園 M-3 西部工場管理棟 南東駐車場	「大気質」（施設の稼働）と同様

2) 調査結果

(1) 存在・供用による影響

① 施設の稼働

ア 悪臭の状況（一般環境）

ア) 現地調査

調査結果を表 9.5.1-4 に示す。

調査地点 S-1～S-4 については、試料採取時に特徴的な臭気は認められなかった。

調査の結果については、特定悪臭物質 22 物質すべての項目が定量下限値未満であり、臭気指数についても 10 未満であった。

表 9.5.1-4 調査結果

項 目	単位	S-1 中村学園	S-2 西の丘中央公園	S-3 生松台中公園	S-4 対象事業実施区域 敷地境界付近	規制基準等
調査日	—	令和5年8月25日（金）				—
試料採取時間	—	10:13～10:26	10:43～10:54	12:10～12:26	11:48～12:00	—
天候	—	曇り	曇り	曇り	曇り	—
気温	℃	29.6	29.2	30.2	30.6	—
湿度	%	71.4	73.8	74.2	72.0	—
風向	—	—	NW	SW	W	—
風速	m/s	calm	1.0	1.5	2.0	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.0以下
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009以下
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド [*]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
プロピオンアルデヒド [*]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
ノルマルブチルアルデヒド [*]	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009以下
イソブチルアルデヒド [*]	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ノルマルペンチルアルデヒド [*]	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009以下
イソペンチルアルデヒド [*]	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9以下
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3.0以下
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.0以下
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10.0以下
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.0以下
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009以下
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001以下
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	10

注：1) 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準値及び福岡市悪臭対策指導要綱における臭気指数の指導基準を示す。

2) “<”は定量下限値未満を示す。

イ 気象の状況（地上気象、上層気象）

ア) 現地調査

悪臭の調査を実施した夏季の気象の状況として、調査期間中（令和4年10月1日～令和5年9月30日）で気温が最も高かったのは8月で最高気温は37.6℃、平均気温29.5℃であった。

風向について、夏季（6月～8月）は南北方向の風が多くみられた。

上層気象について、夏季調査では、接地逆転層の出現はみられなかった。

5.2 予測

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法を表 9.5.2-1 に示す。

表 9.5.2-1 予測の基本的な手法

区分	影響要因	予測項目	予測の基本的な手法
存在・供用による影響	施設の稼働	臭気指数、特定悪臭物質濃度（煙突排出ガスによる影響）	大気の拡散式（プルーム式、パフ式）を用いた方法
		臭気指数、特定悪臭物質濃度（休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響）	
		臭気指数、特定悪臭物質濃度（施設設備等による悪臭の影響）	事例の引用若しくは解析による方法

2) 予測地域及び予測地点

予測地域及び予測地点を表 9.5.2-2 に示す。

表 9.5.2-2 予測地域及び予測地点

区分	影響要因	予測項目	予測地域	予測地点
存在・供用による影響	施設の稼働	臭気指数、特定悪臭物質濃度（煙突排出ガスによる影響）	対象事業実施区域とその周辺地域	最大着地濃度地点
		臭気指数、特定悪臭物質濃度（休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響）		最大着地濃度地点
		臭気指数、特定悪臭物質濃度（施設設備等による悪臭の影響）		対象事業実施区域とその周辺地域

3) 予測対象時期等

予測対象時期等を表 9.5.2-3 に示す。

表 9.5.2-3 予測対象時期等

区分	影響要因	予測項目	予測対象時期等
存在・供用による影響	施設の稼働	臭気指数、特定悪臭物質濃度（煙突排出ガスによる影響）	施設が定常的に稼働する時点とした。
		臭気指数、特定悪臭物質濃度（休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響）	
		臭気指数、特定悪臭物質濃度（施設設備等による悪臭の影響）	

4) 予測方法

(1) 供用・存在による影響

① 施設の稼働（煙突排出ガスによる影響）

ア 予測式

ア) 拡散式

排出ガスによる臭気の予測方法は、悪臭の臭気指数を設定し、p9. 1-40 にも示した大気の拡散原理を利用して、風速 1.0m/s 以上（有風時）の場合のプルームモデルの基本式(式 9. 1. 2-1) で $y=z=0$ とした次式を用いて定量的に予測した。

$$C(x,0,0) = \frac{q}{\pi\sigma_y\sigma_z u} \bullet \exp\left(-\frac{He^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ただし、 σ_y の値は、評価時間に応じて次式により修正した。

$$\sigma_y = \sigma_{yP} (t / t_P)^r$$

ここで、 t : 評価時間 (60min)

t_P : パスキル・ギフォード図の評価時間 (3min)

σ_y : 評価時間 t に対する水平方向の煙の拡がり幅 (m)

σ_{yP} : パスキル・ギフォード図 (図 9. 1. 2-3 参照) から求めた水平方向の煙の拡がり幅 (m)

r : べき指数 (0.2~0.5) (ここでは、安全側の見知から 0.2 を採用 (廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 (平成 18 年 9 月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部))

イ) 評価時間の補正

水平方向の拡散幅（ σ_y ）は、Pasquill-Gifford 図から評価時間による補正を行う必要があり、「悪臭防止対策の今後のあり方について（第二次答申）」（平成 9 年 11 月 21 日 中環審第 121 号）において適当とされている 30 秒を評価時間とした。また、時間希釈係数については、国において、現地拡散実験の結果から臭気拡散に使用するものとしては安全側の設定になると結論された 0.7（時間比のべき指数）を用いた。拡散幅の補正は次式のとおりである。

$$\sigma_{y1} / \sigma_{y2} = (T_1 / T_2)^p$$

ここで、 σ_{y1} ：時間 T_1 （30 秒）における臭気の水平方向の拡散幅

σ_{y2} ：時間 T_2 （3 分）における臭気の水平方向の拡散幅

p ：0.7

出典：「気体排出口における臭気指数規制基準算定方法の考え方について」

（平成 11 年 3 月 環境庁大気保全局大気生活環境室）

イ 予測条件

ア) 発生源条件

排出ガスの発生源条件は、表 9.5.2-4 に示すとおりとした。

表 9.5.2-4 排出源の項目と諸元（煙突排出ガス）

項目		諸元
煙突実体高	(m)	80
煙突口径	(m)	1.25
炉数	(炉)	3
排出ガス量（湿り）	($\text{m}^3\text{N/h}$)	74,630
排出ガス量（乾き）	($\text{m}^3\text{N/h}$)	59,490
排ガス温度	($^{\circ}\text{C}$)	156
臭気濃度	-	1,995

注：排出ガス量は大気質予測（短期高濃度予測）で用いた条件より設定した。

臭気濃度は福岡市悪臭対策指導要綱の指導基準である臭気指数 33（排出口の高さ 50m 以上）より設定した。

イ) 気象条件

地上の臭気濃度が最も高くなると予想される気象条件とするため、「大気質」における計画施設稼働時の 1 時間値予測で得られた気象条件と同様の風速 1.0m/s、大気安定度 A とした（p9.1-98 参照）。

ウ) 現況臭気濃度

対象事業実施区域周辺における現況の臭気指数は表 9.5.1-4 に示すとおりであり、全ての調査地点で 10 未満であった。また、調査時においても臭気を感じることはなかったことから、排出ガスによる臭気濃度（臭気指数）の予測に際しては、現況臭気濃度は考慮しないこととした。

② 施設の稼働（休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響）

「① 施設の稼働（煙突排ガスによる影響）」と同様の方法によることとし、発生源条件はメーカー資料を参考に表 9.5.2-5 に示すとおりとした。

表 9.5.2-5 排出源の項目と諸元（脱臭装置出口からの排出ガス）

項 目		諸元
排出口高	(m)	9.7
排出口径	(m)	1.2
排出ガス量（湿り）	(m³N/h)	56,700
排出ガス温度	(°C)	20
臭気濃度	—	32

注：発生源条件はメーカー資料を参考に設定した。

③ 施設の稼働（施設設備等による悪臭の影響）

調査の結果及び事業計画に基づき、定性的な手法によることとした。

5) 予測結果

(1) 供用・存在による影響

① 施設の稼働（煙突排出ガスによる影響）

煙突排出ガスによる影響について予測した結果、表 9.5.2-6 に示すとおり、最大着地臭気濃度は風下 660m 付近に出現し、臭気指数は 10 未満（臭気濃度は 10 未満）となった。なお、表 9.5.2-7 のとおり臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当する。また、臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係は表 9.5.2-8 のとおりであることから、悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものとする。

表 9.5.2-6 予測結果（排出ガスによる悪臭の影響）

予測条件		予測結果(最大着地濃度地点)		
大気安定度	風速 (m/s)	臭気濃度	臭気指数	煙突からの距離 (m)
A	1.0	<10	<10	660

表 9.5.2-7 臭気強度と臭気指数の関係

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21

出典)「ハンドブック悪臭防止法(六訂版)」(公益社団法人におい・かおり環境協会, 平成 24 年)

表 9.5.2-8 臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係

単位: ppm

臭気強度 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

注：太枠で示した箇所は、対象事業実施区域に適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」を示す。

出典)「ハンドブック悪臭防止法(六訂版)」(公益社団法人におい・かおり環境協会編集, 平成24年)

② 施設の稼働(休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響)

休炉時には、ごみピットの悪臭が漏洩しないよう脱臭装置に吸引・処理し、大気へ放出する。

休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響について予測した結果、表 9.5.2-9 に示すとおり、最大着地臭気濃度は風下 180m 付近に出現し、臭気指数は 10 未満(臭気濃度は 10 未満)となった。なお、表 9.5.2-7 のとおり臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当する。また、臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係は表 9.5.2-8 のとおりであることから、悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものとする。

表 9.5.2-9 予測結果(休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響)

予測条件		予測結果(最大着地濃度地点)		
大気安定度	風速(m/s)	臭気濃度	臭気指数	排出口からの距離(m)
A	1.0	<10	<10	180

③ 施設の稼働（施設設備等による悪臭の影響）

計画施設のプラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。

ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れることを防止する。吸引した臭気については、炉内のごみの燃焼とともに酸化分解する。

また、計画施設の供用時には、既存施設と同様の臭気対策を講ずることから、既存施設での悪臭調査結果と同等の状況になると考えられる。

調査結果によると、既存施設での特定悪臭物質濃度及び臭気指数は、それぞれ悪臭防止法に基づく規制基準値及び福岡市悪臭対策指導要綱に定める指導基準（以下、「規制基準値等」）を下回ることから、計画施設での特定悪臭物質濃度及び臭気指数は規制基準値等を下回ると予測される。

5.3 評価

1) 評価の手法

(1) 環境影響の回避又は低減に係る評価

調査及び予測結果を踏まえ、供用・存在に伴って発生する悪臭の影響が実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。

(2) 環境の保全の観点からの基準又は目標の整合性に係る評価

悪臭に関する基準又は目標として、表 9.5.3-1 に示す目標との整合が図られているか否かについて評価する。

表 9.5.3-1 環境保全目標

段階	影響要因	環境保全目標
存在・供用による影響	施設の稼働	悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」及び福岡市悪臭対策指導要綱で示された指導基準（臭気指数：10）とする。

2) 環境保全措置

環境影響を事業者の実行可能な範囲で回避又は低減させるため、以下の環境保全措置を検討した。

(1) 検討した環境保全措置

悪臭の環境保全措置を検討するにあたっては、事業特性や地域特性を踏まえ、環境保全措置として表 9.5.3-2 に示す措置を検討した。

表 9.5.3-2 環境の保全のための措置(存在・供用による影響)

影響要因	環境保全措置の内容	実施の適否	適否の理由
施設の稼働	悪臭発生源対策	適	プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置することにより、臭気の漏洩を防止することができるため。
		適	ごみピットに投入扉を設置し、ピット内を負圧に保つことにより臭気の漏洩を防止することができるため。
		適	ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込むことにより高温で分解処理できるため。
		適	計画施設の休炉時には、ごみピットの臭気を脱臭装置に吸引・処理し、大気へ放出することで、臭気の漏洩を防止することができるため。
	適切な運転管理	適	設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図ることができるため。

(2) 環境保全措置の実施の内容

環境保全措置として、表 9.5.3-3 に示す措置を実施する。

表 9.5.3-3 環境保全措置の内容(存在・供用による影響：施設の稼働)

内容	実施の方法	実施主体	効果・変化	効果の不確実性	他の環境への影響	措置の区分		
						予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
悪臭発生源対策	・ プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。	事業者	悪臭を低減させることができる。	小さい	特になし	○	○	
	・ ごみピットに投入扉を設置し、ピット内を負圧に保つことにより臭気の漏洩を防止する。					○	○	
	・ ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み高温で分解処理する。					○	○	
	・ 計画施設の休炉時には、ごみピットの悪臭が漏洩しないよう脱臭装置に吸引・処理し、大気へ放出する。					○	○	
適切な運転管理	・ 設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。					○	○	

3) 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、実施する環境保全措置についても効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性はない。よって、事後調査は実施しないものとした。

4) 評価の結果

(1) 供用・存在による影響

① 施設の稼働（煙突排出ガスによる影響）

ア 環境影響の回避又は低減に係る評価

計画施設では、煙突排出ガスは炉内のごみの燃焼とともに酸化分解し、無臭化する計画であることから、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。

イ 環境の保全の観点からの基準又は目標の整合性に係る評価

予測結果と環境保全目標を表 9.5.3-4 にあわせて示す。

予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は煙突より風下 660m で臭気指数は 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 10、敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準）を下回るものであることから環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。

表 9.5.3-4 評価（施設の稼働：煙突排出ガスによる影響）

項目	予測結果 (最大着地濃度地点)	環境保全目標
臭気指数	<10	10

注：臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当することから、悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」を下回るものとする。

② 施設の稼働（休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響）

ア 環境影響の回避又は低減に係る評価

休炉時に使用する脱臭装置は、日常点検等の実施により装置の作動を良好な状態に保つ計画であり、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。

イ 環境の保全の観点からの基準又は目標の整合性に係る評価

予測結果と環境保全目標を表 9.5.3-5 にあわせて示す。

予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は脱臭装置出口より風下 180m で臭気指数は 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 10、敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準）を下回るものであることから環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。

表 9.5.3-5 評価（施設の稼働：休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響）

項目	予測結果 (最大着地濃度地点)	環境保全目標
臭気指数	<10	10

注：臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当することから、悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」を下回るものとする。

③ 施設の稼働（施設設備等による悪臭の影響）

ア 環境影響の回避又は低減に係る評価

予測結果に示したように、悪臭の漏洩防止対策の実施、徹底を図る計画であることから、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。

イ 環境の保全の観点からの基準又は目標の整合性に係る評価

計画施設からの悪臭漏洩を防止するため、既存施設と同様にプラットホーム出入口へのエアカーテンの設置、ごみピットへの投入扉の設置、ピットから発生する臭気の燃焼、分解処理などの環境保全措置を実施することから、計画施設による影響と既存施設による影響に変化は生じないものと考えられ、環境保全目標（臭気指数 10、敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準）を下回るものと予測されることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。